



伊谷 正昭 議員

地域包括 ケアシステムの構築

Q 高齢者の介護予防の取り組みは

A 社会参加や社会的役割を持つこと

通学路と生活道路の安全確保の推進

問 ①自動車速度の安全確保策として「ゾーン30」の周知と町主導の指定の考えは。

②歩道縁石沿い、路肩の土砂堆積の除去と草刈り等の維持管理の考えは。

③自転車の利用等において、登下校時の交通事故の特性から見た事故対策の徹底はどのようか。

答 (産業建設部長)

①区域設定にあたっては、時速30km以下の速度規制が伴うから、エリア全体の住民周知及び住民理解を得ることが困難であり、まずエリア指定の課題・問題点・成果など現状を聞き取り、県内での実績を確認する。

②主要幹線及び、通学路を中心に路肩部の清掃等を業者委託により実施。また臨時職員によるパトロールや草刈り等維持管理も併せて行う。

縁石周囲の雑草は、土砂が堆積し雑草が繁茂し、美観を損ない舗装破損につながるため、繁茂する時期は集中的に、

それ以外の時期は区域を定期的に対応する。

答 (教育管理部長)

③中学校では、字別集会で教職員と生徒が通学路の危険箇所を確認し、「自転車交通安全教室」「校内放送で交通安全の呼びかけ」「教師による交通立ち番」「交通指導パトロール」を実施している。

地域包括ケアシステム

問 ①365日、24時間の在宅医療・介護提供の対応の構築について。

②認知症予防の取組みと、認知症サポート体制の構築は。

③生活支援サービスと多様なサービス提供者の考えは。

④地域住民との協働と高齢者の社会参加について。

答 (住民福祉部長)

①医療や介護の資源を有効に活用するため「医師・歯科医師・薬剤師連携会議」、病院と診療所の連携づくり、医療・介護関係者の入退院の手引き作成、住民意識の醸成の看取りフォーラム開催や出前講座を実施。介護が必要になって

も、在宅生活を継続できるように事業評価と見直しを行い、単独実施が困難な時は広域で、町の課題は独自で実施していきたい。

②認知症予防の取組みは、介護予防教室として、栄養・運動・口の健康・閉じこもり予防を取り入れ、3つの地域総合センターで開催。28年度からは、認知症予防は継続が大切で、終了後も自治会に出向き、より脳が活性化するように集まりの場を設けた。

サポート体制づくりは、新オレンジプランに沿って進め、関係機関等の協力体制で取り組んでいく。

③本年4月から新総合事業として、訪問型は、本人に身体介助を実施する現行相当と、買い物や調理、洗濯など生活援助を実施し、緩和した基準Aをサービスとして実施。

今後は、地域住民が主体となり、ゴミ出しや電球の交換など困りごとの解決を行う。住民主体Bの実施に向けて、互助の必要性を周知の上、生活・介護支援サポーター養成講座等を終了したボランティアの活用を検討している。

④住民が主体となって介護予

防に取り組める身近な通いの場や生活支援サービスを地域の中で創出する目的に、高齢者社会参加推進等モデル事業を基に昨年度から地域高齢者助け合い事業を展開した。現在まで9自治会で実施、今年度は5自治会を目指す。高齢者に現役時代の能力を活かした活動や、関心ある活動、新たにチャレンジ活動に取り組みを通して、生活支援の担い手となっていただけるよう取り組んでいる。



地域包括ケアシステムのイメージ図



5/22 国道8号東近江区間整備促進期成同盟会総会 (副議長・総務産建副委員長)



5/26 青少年育成町民会議総会 (議長)



5/18 人権教育推進協議会総会 (議長)



5/17 国際交流協会総会 (議長)



5/24 部落解放・人権政策確立要求愛知郡実行委員会総会 (議長・同対委員長)

議会活動 日誌



6/18 消防ポンプ操法大会 (議長)

平成29年度町村議会議長・副議長研修会に参加して

議長 外川 善正

平成29年度町村議会議長・副議長研修会が5月31日に東京・中野サンプラザホールで開催された。

委員長報告の改善および総合計画改定への提言・政治倫理条例の制定と防災規定の制定を平成25年までに行った。

今回の研修テーマは「大震災における自治体と議会の使命」「議長・副議長のあり方」であった。

その後「開かれた議会」の実現をめざし四つの柱を軸に取り組んだ。

特別表彰を受けられた京都府精華町議会の「精華町での議会活性化の取り組み」と期待される議会の姿について報告された。

①町民参加・町民との協働では議会報告会と意見交換会や陳情・要望の参事者も正規の会議に位置づけ、原則公開とした。

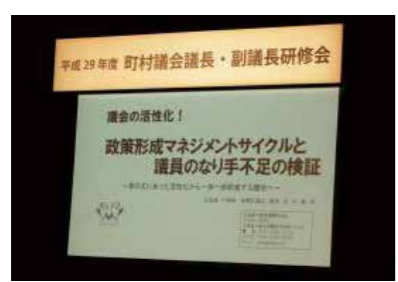
同議会の議会活性化の歴史は議会基本条例制定前に、各種審議会委員の撤退や一問一答方式の実施、反問権の採用・予算決算の常任委員会化などを平成19年までに実施し、基本条例制定後においては、全ての議会を公開・広報の抜本的改革・

併せて議会だよりの改善や議会ホームページの活用・本会議・委員会のネット中継に取り組む。

③議会権能の発揮では、委員会活動を活性化し、策定途上の各種計画や所管事項の調査・現地確認を行う。

④政策提言・提案におい

ては総合計画改定時に提言を精力的に行う。同議会の特徴は、「前例にとらわれず、まずやってみよう」の精神ですべてに取り組まれたことが活性化が図られた原因ではないかと考える。今回の研修を通じていづれの議会においても同様な改革に取り組んでおり、多くの課題が山積している中で議論を行い抽出した事項を展開し、魂を入れていく、そのことが一番大切ではないかと感じた。



町議会議長・副議長研修